

第4回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 防災・環境部会 議事録

●開催日時：令和6年10月24日（木） 18時30分～20時00分

●開催場所：市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	桜井勇氣
副部会長	二宮重樹
部会員	遠藤 潤 小和田奈々 上野 大
庁内検討委員	部会長：土門和宏 副部会長：菅野 淳 部会員：大内拓海 田中弥寿雄 今 辰徳 西本利博 下沢亮一 松崎陽祐 小玉篤志 下山 忠 大越智輝
事務局	企画調整G：近間聡史 服部将大 市民協働G：鳥海秀充 松下英冬

●欠席者

部会員	坂東百合子 藤崎信雄
-----	------------

- ◆議 題：①協議テーマ「快適なまちづくり・環境教育」の振り返り
②第4期基本計画の体系図について
協議テーマ：「自然・葬斎場・墓地」

【防災・環境部会】

議題1 協議テーマ「快適なまちづくり・環境教育」の振り返りについて

（部会長）

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題（1）「協議テーマ「快適なまちづくり・環境教育」の振り返り」についてですが、9月25日に開催されました本部会にて、協議テーマ「快適なまちづくり・環境教育」に関する体系図の文言等の設定について協議し、さまざまなご意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いします。

（事務局_企画調整G）

9月25日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言については、修正なしとして皆さんに承認をいただいておりますので、前回の部会でお示ししたとおりとしています。

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、第1節－施策Ⅲ－基本的な方向3－主要な施策「①持続可能な下水道事業の推進」における主要な施策の考え方についてですが、公共用水域という文言についてわかりやすい表現にするのはどうかという意見がありました。

「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましては、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するものとなります。

そのため、今回お示しするものにつきましては、前回の部会でいただいた皆さんのご意見や庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署でまとめた現時点での考え方の案となります。

先ほども申し上げたとおり、考え方の最終案をまとめる作業については2月以降に庁内検討委員会で検討し、進めることとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の案について、関係部署である下水道グループより説明いただきます。

（庁内委員_下水道G）

公共用水域という文言は河川や湖沼、港湾等が該当します。

本市では河川が最も該当すると考えています。また、この文言は下水道法に公共用水域の水質の保全に資するという記載があるため、公共用水域という文言は残しつつ、具体的にわかりやすいように河川等という文言を加えることを考えています。

(事務局_企画調整 G)

次に、施策Ⅳ－基本的な方向１－主要な施策「①環境保全の意識啓発」における主要な施策の考え方についてですが、子どもたちの環境教育の推進では「地域や学校等」で実施していることがわかるが、大人への環境教育の取組について記載するのはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である環境対策グループより説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策 G)

第３期基本計画の主要な施策の考え方に記載のある「子どもたちの環境に対する意識を育むため、地域や学校等における環境教育の推進に努める」という記載は残したいと考えています。

大人への環境教育の推進についてですが、主要な施策の考え方には広く一般的に捉えられるような表現にしたいと考えています。また、取組としては環境に関する講演会等を実施していますので「市民の環境意識の醸成を図るため、環境に関する講演会等を実施します」という記載にしたいと考えています。

(事務局_企画調整 G)

次に、全体を通してのご意見となりますが、政策を達成するためには民間と行政が同じ目的を持ち、市民への意識付けのために、意見交換等ができる場が必要ではないかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である環境対策グループより説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策 G)

各団体との連携・協力が、環境の取組を推進するにあたっては有効的であると考えています。各団体からの推薦や市民公募を含めた環境保全市民会議という協議体があり、活動について意見交換を行っています。

そのため、主要な施策「③環境保全団体との情報交換等の促進」の考え方に、こういった団体との意見交換及び情報交換をしながら環境保全等に関する普及啓発を図

るという記載にしたいと考えています。

(事務局_企画調整 G)

以上で皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果の説明を終わりになりますが、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載案となりますので、具体的な文案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくお願いします。

また、2月以降の庁内検討委員会での協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

説明は以上となります。

(部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

【意見等なし】

議題2 第4期基本計画の体系図について～協議テーマ：自然・葬斎場・墓地～

(部会長)

次に、議題(2)「第4期基本計画の体系図」について、本日は「自然・葬斎場・墓地」をテーマに協議していくこととなります。

それでは、事務局より本日の協議テーマに関する部分について、説明をお願いします。

(事務局_企画調整 G)

事務局より、本日の協議テーマのうち、先に「自然」に関する部分について、ご説明させていただきます。

第2節「自然を生かした潤いのあるまちづくり」については、第3期基本計画から変更ありません。

次に、これを実現させるための施策については、本市が策定している「第3期登別市環境基本計画」との整合性を図り、施策1「人と自然が共生するまちづくりの推進」に変更しています。

次に、この施策を実現させるための基本的な方向についてですが、第3期基本計画では基本的な方向1「自然環境活動の拠点づくりと人づくり」とありましたが、自然とのふれあいを通じることで自然環境を活用した学習や拠点づくり、人づくりに繋がるものと捉え、第3期基本計画の基本的な方向4「自然とのふれあいの場の整備」に統合し、第4期基本計画では基本的な方向3「自然とのふれあいの推進」と文言を変更しています。

次に、第3期基本計画の基本的な方向2「自然環境の保全と復元」、基本的な方向3「水辺環境の保全・創造」については、「第3期登別市環境基本計画」において、登別の豊かな自然を守り育てていくため、森林や湿原など、多様な生物の生息地である自然環境の適正な保全を推進するとともに、市民が豊かな自然と触れあう機会を設けるなど、人と自然が共生するまちづくりを推進するとした「基本的な考え方」を示しており、この考え方に対する基本目標を定めています。

この基本目標と整合性を図り、第4期基本計画の基本的な方向1「優れた自然の保全」、基本的な方向2「多様な野生生物の生育・生息環境の保全」に変更しています。

次に、基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、自然環境の保護・保全に努める「①適切な自然環境保全の推進」、森林の保全に努める「②森林の保全」とあり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

また、水環境・水道水源の保全に努める「③水資源の保全」と示していましたが、庁内で検討した結果「③水質環境の保全」と変更したいと考えていますので、担当グループより後ほど理由等についてご説明させていただきます。

次に、第3期基本計画では基本的な方向3「水辺環境の保全・創造」の主要な施策として、河川・海岸沿いの環境向上を図る「河川・海岸沿いの環境保全と緑化推進」としていましたが、自然の保全1つであることや第3期登別市環境基本計画と整合性を図り、第4期基本計画では基本的な方向1「優れた自然の保全」の主要な施策「④河川・海岸沿いの環境保全」に位置づけています。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①適切な自然環境保全の推進」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、自然環境の保護に関する地域の指定及び指定された地域の保全に努めることとしており、具体的な事業につきましては「傷病鳥獣等保護経費」が位置づけられています。

次に、主要な施策「②森林の保全」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、水資源の涵養や大気の浄化、野生生物の生育・生息の場など大切な機能を有する森林の保全に努めることとしており、具体的な事業につきましては「民有林造林推進事業」「森林愛護啓発事業補助金」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「③水資源の保全」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、良好で健全な水環境の保全と水道水源その他の水資源の安全性の確保に努めることとしています。

次に、主要な施策「④河川・海岸沿いの環境保全」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、河川・海岸沿いの環境向上を図るため、市民と行政が

で河川・海岸沿いの緑の保全や緑化推進に取り組むなど、関係機関との相互協力体制づくりを進めることとしています。

次に、基本的な方向2「多様な野生生物の成育・生息環境の保全」の主要な施策は、ペット等の適正な飼育管理や野犬掃討及びカラスなど有害鳥獣対策相談の充実を図る「①生態系の保全」、キウシト湿原等、多様な生物の生息地である自然環境の保全・復元に努める「②多様な生物が生息する自然環境の保全と復元」とあり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

また、市内の野生生物の生育、生息実態の把握に努める「③野生生物のデータ集約及び情報の発信」示していましたが、庁内で検討した結果「③野生生物の情報の把握及び発信」と変更したいと考えていますので、担当グループより後ほど理由等についてご説明させていただきます。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①生態系の保全」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、外来種のペット等が捨てられ生

態系を乱すことを防止するため、飼い主に対してペット等の適正な飼育管理についての意識啓発を行うほか、野犬掃討やカラス・蜂の巣など有害鳥獣対策相談や人への危害防止を図ることとしており、具体的な事業につきましては「野犬掃討等業務委託事業」が位置づけられています。

次に、主要な施策「②多様な生物が生息する自然環境の保全と復元」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、キウシト湿原等、多様な生物の生息地である自然環境を関係団体と協力し、適正な保全と復元に努めめることとしており、具体的な事業につきましては「キウシト湿原管理事業」「緑地保全事業」が位置づけられています。

次に、主要な施策「③野生生物のデータ集約及び情報の発信」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、市内の野生生物の生育、生息実態の把握に努め、データの収集や市民への情報発信を図り、その利活用を促進することとしています。

次に、基本的な方向3「自然とのふれあいの推進」の主要な施策は、ネイチャーセンターなどの利用促進を図るため、施設・環境整備に努める「①地域の自然環境を活用した自然とのふれあいの推進」とあり、第3期基本計画から変更ありません。

また、第3期基本計画では基本的な方向3「水辺環境の保全・創造」の主要な施策として、豊かな自然の中でふれあうことのできる親水空間の保全・管理に努める「親水空間の保全と創造」としていましたが、水辺を活用した自然のふれあいの場づくりの取組であるため、第4期基本計画から基本的な方向3「自然とのふれあいの推進」の主要な施策に位置づけています。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①地域の自然環境を活用した自然とのふれあいの推進」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、自然とふれあうことのできる場であるネイチャーセンター等の利用促進を図るため、施設整備を進め、環境整備に努めることとしており、具体的な事業につきましては「ネイチャーセンター運営管理及び整備事業」が位置づけられています。

次に、主要な施策「②親水空間の保全と創造」の考え方について、第3期基本計画

に即して言えば、豊かな自然の中で水とふれあうことのできる親水空間を関係団体と協力し、適正に保全、管理するよう努めるほか、水辺を活用した自然とのふれあいの場づくりの推進に努めることとしており、具体的な事業につきましては「親水空間の保全・整備」が位置づけられています。

以上で、「自然」に関する体系図の説明を終わりますが、

前回の部会でもご説明しましたが、体系図案に参考で記載している「第3期基本計画における主要な施策の考え方」が、第4期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではないかなど、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかと議論をしていただければと思います。

説明は以上となります。

(部会長)

ありがとうございます。先に、テーマ「自然」に係る体系図の文言について1つずつ、体系図案に記載されている「第3期基本計画における主要な施策の考え方」を参考としながら協議を進めたいと思います。

また、前回と同様に、第4期基本計画の体系図として位置づけた理由や思いなどを関係部署の職員よりお聞きして議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画の体系図案にあります、第2章―第2節「自然を生かした潤いのあるまちづくり」を達成するための施策Ⅰ「人と自然が共生するまちづくりの推進」、これを達成するための基本的な方向1「優れた自然の保全」、基本的な方向1を進めるための主要な施策「①適切な自然環境保全の推進」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_農林水産G)

先ほど事務局よりご説明がありましたが、こちらの主要な施策には「傷病鳥獣等保護経費」が位置づけられています。この取組は市民等からの通報を受け、事故等で負傷したり衰弱している野生鳥獣等を保護し、自然に復帰させることを目的に実施して

おり、今後も必要であると考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

主要な施策「①適切な自然環境保全の推進」における取組としては「傷病鳥獣等保護経費」のみ実施するということでしょうか。その他にも環境保全の取組を実施しているのではないかと思いますので、様々な取組について記載してもいいのではないのでしょうか。

(事務局_企画調整G)

第3期基本計画の期間中では紐づいている事業は「傷病鳥獣等保護経費」のみとなっていますが、ご意見いただいたとおり「傷病鳥獣等保護経費」以外の取組で主要な施策「①適切な自然環境保全の推進」に紐付くものあるかどうかも含めて記載内容を庁内検討委員会で検討したいと思います。

(庁内委員_環境対策G)

第2章－第1節で地球温暖化対策や再生可能エネルギーについて協議しており、再生可能エネルギー発電事業の自然に与える影響が懸念されるのではないかとご意見等をいただいています。こちらのご意見等を踏まえて、例えば、主要な施策「①適切な自然環境保全の推進」の考え方に良好な自然環境の保全というような文言を加えること等を検討しています。

(部会長)

次に、主要な施策「②森林の保全」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_農林水産G)

「民有林造林推進事業」や「森林愛護啓発事業補助金」等が位置づけられており、

森林の持つ国土保全の必要性や温暖化対策といった観点から引き続き必要なものであると捉え、第4期基本計画に位置づけています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

主要な施策の考え方に記載のある「涵養」という文言について、今の時代では馴染まないと捉え、わかりやすい文言にするのはどうでしょうか。

(事務局_企画調整G)

「涵養」という表現がわかりにくいというご意見であったため、庁内検討委員会で検討したいと思います。

(部会長)

次に、主要な施策「③水資源の保全」について、第3期基本計画から文言の変更があるのですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策G)

基本計画の第4章に水道水の安定供給が位置づけられていること、また、第2章―第2節は「自然」がキーワードとなることから、第4章の位置づけと区別するために体系図の文言を「水資源の保全」から「水質環境の保全」に変更したいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、主要な施策「④河川・海岸沿いの環境保全」について、第3期基本計画では基本的な方向「水辺環境の保全・創造」に位置づけられていましたが、自然の保全の1つであることから第4期基本計画では基本的な方向「優れた自然の保全」に移動しています。

こちらについて、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_土木・公園G)

第3期基本計画では「河川・海岸沿いの環境保全と緑化推進」としていましたが、第4期基本計画では「緑化推進」を削除し、「河川・海岸沿いの環境保全」としています。

河川・海岸については、今ある自然環境の保全や生活環境の保全のための維持管理を適切に実施することが重要であると考えています。また、河川沿いでは地域によって植樹等による緑化推進事業が実施されていますが、この取組も生活環境の保全の1つであると捉え、文言を一部修正しています。

河川・海岸は本市の重要な自然環境を形成するものですが、北海道が所管する部分が多いため、管理者である北海道と市、市民、事業者が連携して環境保全に努める必要があると考えているため、引き続き第4期基本計画に位置づけています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

主要な施策の考え方に「海岸漂着物等の調査除去」という表現がありますが、調査と除去を併せて実施しているということでしょうか。

(庁内委員_土木・公園G)

所管が北海道であるため、北海道で実施しているものかと思います。

(委員)

海岸沿いのごみ拾いは市として実施しているのでしょうか。

(庁内委員_土木・公園G)

ボランティアで実施いただいたりしています。

(事務局_企画調整G)

令和3年度に市制施行50周年の記念事業として、市内3箇所の海岸沿いでごみ拾いに取り組むクリーンアッププロジェクトを実施しています。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「優れた自然の保全」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

「優れた」という文言にした理由はありますでしょうか。

(庁内委員_環境対策G)

登別市で策定している環境基本計画の文言と整合性を図っています。

(委員)

優れたという文言がイメージしづらい表現ではないかと思います。自然がはたして優れているのか、優越をつけるものではないかと思いますので、適切な文言があれば変更してもいいのではないかと思います。。

(事務局_企画調整G)

文言の意味合いとしては本市の恵まれた自然というようなイメージではないかと思いますが、文言については庁内検討委員会で検討したいと思います。

(部会長)

次に、基本的な方向2「多様な野生生物の生育・生息環境の保全」を進めるための主要な施策「①生態系の保全」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策 G)

犬の狂犬病の防止やカラス等の駆除等を実施することによる公衆衛生の維持向上を図るほか、外来生物に関する情報発信による市民への注意喚起等に取り組み生態系の保全を図っていきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

ご説明いただいた取組のほかに、市内では生物の多様性に関することに取り組まれているかと思います。人側の生態系を乱さないようにする取組に限らず、生態系そのものを考えて保全していくことがわかるようにするといったのではないかと思います。

(委員)

犬猫等の死骸に関する駆除はクリンクルセンターで行っているのでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

クリンクルセンターで対応しています。

(委員)

北海道動物愛護センターが開設されており、市のホームページにも掲載されていましたが、市として何か取り組みを実施しているのでしょうか。

(庁内委員_環境対策 G)

北海道が開設した動物愛護センター「あいにくきたサポーター」について、活動内容を周知してほしいという北海道の要望により、本市でも市公式ウェブサイトで周知を図っているものとなります。

市としては毎年開催している「リサイクルまつり」で、関係機関の方に来ていただき、猫の譲渡会というブースを設け、来場された方々に周知等を実施しています。

(委員)

動物愛護に関する内容を主要な施策に位置づけるのはどうでしょうか。

(庁内委員_環境対策G)

動物愛護は主に北海道が実施しているものであり、市としては北海道と連携して周知・啓発という取組が主になると考えています。

(事務局_企画調整G)

市が主体として実施するものとしては動物愛護は施策に位置づけられていないのが現状です。生態系の保全とは別の施策になるのではないかと思います。新たな施策として加えるべきか、考え方に加えるべきか等を庁内検討委員会で検討したいと思っています。

また、人間側から生態系を乱さないための保全は主要な施策「①生態系の保全」で位置づけられており、これから説明のある主要な施策「②多様な生物が生息する自然環境の保全と復元」で生態系の中の保全が位置づけられており、これら全て含めて生態系の保全ではないかという意見もありましたので、こちらも併せて庁内検討委員会で検討したいと思っています。

(部会長)

次に、主要な施策「②多様な生物が生息する自然環境の保全と復元」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_土木・公園G)

本市の主な事業としてはキウシト湿原の保全があります。

キウシト湿原は主要の住宅地や大型施設に囲まれています。周囲の開発から残された貴重な湿原であり、環境省の絶滅危惧種となっている生物が生息し、国が指定する重要湿地 500 にも選定されています。

本市の市街地における自然環境の象徴になっていることから引き続き保全・復元することが重要と考え、第4期基本計画に位置づけています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

先ほど生態系の保全として1つにまとめた方がいいのではないかという意見でしたが、「復元」という文言があるため、あえて細分化しているのではないかと思います。

(事務局_企画調整G)

そのような考え方もあると思います。また、主要な施策「①生態系の保全」という文言がもっと大きな枠組みであると捉えられるため、これも含めて庁内検討委員会で検討したいと思います。

(部会長)

次に、主要な施策「③野生生物のデータ集約及び情報の発信」について、第3期基本計画から文言の変更があるとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_環境対策G)

主要な施策の考え方に大きな変更はありませんが、文言の整理として「③野生生物のデータ集約及び情報の発信」を「③野生生物の情報の把握及び発信」と変更しています。

過去に市内の希少な野生生物等を調査した内容を市公式ウェブサイトで紹介しています。このような自然の中に生息する動物の情報集約及び情報発信を実施していくものとなります。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向2「多様な野生生物の生育・生息環境の保全」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に基本的な方向3「自然とのふれあいの推進」を進めるための主要な施策「①地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの場の推進」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明お願いします。

(庁内委員_社会教育G)

先ほど文言について変更ありませんと説明させていただきましたが、「自然とのふれあいの場の整備」から「自然とのふれあいの場の推進」と一部文言を修正していますので訂正いたします。

自然とのふれあいを通じ、自然環境を活用した学習や拠点づくり、人づくりにつながるものと考え、このような主要な施策の文言としています。

自然体験活動の場であるネイチャーセンターを中心に市民の皆さんに豊かな自然を実感していただきながら各種自然体験活動をすることができる環境づくりを進めていきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

主要な施策の考え方にある利用促進とは具体的にどのようなことをするのでしょうか。

(庁内委員_社会教育G)

ネイチャーセンターについてはNPO法人に指定管理を委託しており、施設管理や様々な自然体験プログラムを実施していただいています。

NPO法人でのPRのほか、市としてもSNS等を活用しながら周知し、市民の方々に足を運んでいただき、自然体験等をしていただきたいという思いで利用促進と記載しています。

(委員)

ネイチャーセンターはすごい良いところであり、子どもから大人まで楽しめる施設であることからより市民の方に周知されるといいと思っています。

(庁内委員_社会教育G)

例えば、指定管理者から学校を通じてイベントのチラシ配布等を実施していただい
ており、市としても様々な媒体を活用してPRしていきたいと考えています。

(部会長)

次に、主要な施策「②親水空間の保全と創造」について、第3期基本計画では基本的な方向「水辺環境の保全・創造」に位置づけられていましたが、第4期基本計画では基本的な方向「自然とのふれあいの推進」に移動しています。こちらについて、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_土木・公園G)

親水空間は水辺空間とのふれあいの場であるため、第4期基本計画では自然とのふれあいの推進に位置づけています。

本市における親水空間は、例えば、亀田記念公園や胆振幌別川の散策路等がありますが、これらの親水空間は市民の憩いの場となっているため、適切な保全や維持管理が重要であるとともに、水辺の公園や河川の整備の際には親水空間を意識しながら整備を検討する必要があるため、引き続き位置づけています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(部会長)

親水空間は市内にどのくらいあるのでしょうか。

(庁内委員_土木・公園G)

主なところは亀田記念公園や胆振幌別川の散策路等となります。

また、散策できる場所として来馬川や岡志別川の河川沿いに広場等もあります。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向3「自然とのふれあいの推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

協議テーマ「自然」に関する部分のご意見等については、概ね出尽くしたかと思えます。続いての協議テーマ「葬斎場・墓地」に関する部分について、事務局より説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

引き続き事務局より、先に協議テーマ「葬斎場・墓地」に関する部分について、ご説明させていただきます。

施策1「人と自然が共生するまちづくりの推進」を実現させるための基本的な方向4「葬斎場・墓地の整備」については、第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向4を進めるための主要な施策についてですが、葬斎場の施設等の維持管理に努める「①葬斎場の効率的な運営」、安心して利用できる墓地の整備に努める「②墓地の整備」とあり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①葬斎場の効率的な運営」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、葬斎場の施設等の維持管理に努めるほか、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設管理に民間力を活用し、住民サービスの向上に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「葬斎場運営管理事業」「葬斎場中間改修事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②墓地の整備」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、衛生的で安心して利用できる墓地の整備や需要状況に合わせた墓地の整備を進めるとともに、「合同墓・合同墓碑」の周辺整備を進めるとしており、具体的な事業につきましては、「墓地管理経費」等が位置づけられています。

以上で、「葬斎場・墓地」に関する体系図の説明を終わります。

(部会長)

ありがとうございます。テーマ「葬斎場・墓地」に係る体系図の文言について1つずつ協議を進めさせていただきます。

第2章―第2節「自然を生かした潤いのあるまちづくり」を達成するための施策Ⅰ「人と自然が共生するまちづくりの推進」、これを達成するための基本的な方向4「葬斎場・墓地の整備」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①葬斎場の効率的な運営」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働 G)

第3期基本計画では亡くなられた方とその遺族に配慮した尊厳を重んじる葬斎場として施設等の維持管理に努めることや多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、施設管理に民間の能力を活用して市民サービスの向上に努めるとしています。

今後の10年間を見据えた際に、葬斎場は行政サービスとして必要不可欠な施設で

あり、第３期基本計画における主要な施策の考え方に大きな変更はないことから第４期基本計画でも引き続き位置づけたいと考えています。

（部会長）

ありがとうございます。今のご説明と第３期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

（部会長）

次に、主要な施策「②墓地の整備」について、第３期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

（庁内委員_市民協働 G）

第３期基本計画では墓地の需要を把握し、需要状況に合わせた衛生的で安心して利用できる墓地の整備を図ることや身寄りのない方やお墓を建立しない方を対象とした共同墓を建立するとしていました。共同墓については、平成３０年１１月より設置し、供用を開始していることから第４期基本計画では記載内容に変更があると考えますが、今後の１０年間を見据えた場合、墓地及び共同墓の維持管理をすることに大きな変更はないため、引き続き位置づけたいと考えています。

（部会長）

ありがとうございます。今のご説明と第３期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

（委員）

第３期基本計画では「合同墓・合同墓碑」という記載がありますが、説明のありました共同墓と同じものでしょうか。

（庁内委員_市民協働 G）

意味としては同じものとなります。

(委員)

墓地の中にアイヌの方のお墓がありますが、その場所が奥まっいてわかりにくい
ため、わかりやすいような案内表示があってもいいと思います。

(事務局_企画調整G)

いま、委員よりお話しがあった内容については、社会教育グループの文化財に関する
取組に係するものかと思ひます。

(庁内委員_社会教育G)

富浦墓地にお墓がありますが、案内表示等について内容の確認等させていただきます。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向4「葬斎場・墓地の整備」の
文言についてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

第2節「自然を生かした潤いのあるまちづくり」に葬斎場・墓地の係が位置づけ
られていることに違和感を感じます。一般的に自然をイメージしたときに葬斎場・墓
地は相応しいものであるか疑問を感じます。

(事務局_企画調整G)

委員からご意見いただいたとおり、「葬斎場・墓地」の位置づけは自然というテーマ
には違和感を感じると捉えており、一般的にも同じように感じられると思ひます。

基本計画は市が実施している取組全体を網羅するようなつくりであるなか、葬斎
場・墓地をどこに位置づけるべきなのか難しい部分があると捉えていますが、いただ
いたご意見を踏まえて、庁内検討委員会で改めて検討したいと思ひます。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策Ⅰ「人と自然が共生するまちづくりの
推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして第２節「自然を生かした潤いのあるまちづくり」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

これで市民自治推進委員会防災・環境部会を終了いたします。